

西多行監報第2号  
令和3年2月3日

西脇多可行政事務組合議会議長  
西脇多可行政事務組合管理者様  
西脇多可行政事務組合公平委員会

西脇多可行政事務組合  
監査委員 高瀬英夫  
同 美土路祐子

令和2年度西脇多可行政事務組合定期監査結果報告書の  
提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和2年度

定期監査結果報告書

西脇多可行政事務組合監査委員

- 1 監査の対象  
西脇多可行政事務組合  
総務課、認定審査課、資源循環課
- 2 監査の期間 令和2年11月2日から令和3年1月15日まで
- 3 監査の期日等 令和3年1月15日  
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)  
西脇市生涯学習まちづくりセンター  
女性コーナー(1階)

#### 4 主たる監査項目

- (1) 担当別業務及び人員配置状況
- (2) 歳入歳出予算の執行状況
- (3) 主要契約の執行状況
- (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
- (5) 使用料・手数料の収納状況
- (6) 懸案事項又は問題事項

#### 5 監査の要領

監査の実施に当たっては、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等(予算執行に係るものは令和2年10月末時点)の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

#### 6 監査の着眼点

監査資料として提出を求めた「懸案事項又は問題事項」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。

#### 7 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各課とも所管の事務事業については、監査した限りにおいておおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。

しかしながら、財務会計処理の一部において軽微な誤りが見受けられ、監査の中で注意を促したところである。

- (1) 斎場施設等管理運営事業における火葬炉設備修繕について内容を  
確認したところ、今年度は、火葬炉耐火材(耐火煉瓦等)の修

繕、炉内台車の修繕及び火葬炉の設備機器の更新となっておりと説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

- (2) 新ごみ処理施設整備事業における造成設計等業務委託について概要を確認したところ、この業務は、新ごみ処理施設の整備に当たり、建設用地の敷地造成に係る基本設計、実施設計及び地質調査を実施するものである。基本設計では、調整池、進入道路及び擁壁など主要な構造物の検討、また設計、概算工事費の算定等を行い、実施設計では、基本設計を踏まえ、工事の発注や施工に係る仕様書、図面及び数量計算書等の作成を行う。さらに、地質調査では、ボーリング調査等を行い、地盤の固さ、土や岩の密度など、その状況の調査を行うこととしているとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。
- (3) 各課の「懸案事項又は問題事項」については、総務課では広域斎場のコロナウイルス感染症予防対策及び運営体制、介護認定審査課では審査会事前準備事務の効率化の検討、資源循環課では施設整備基本計画の策定の説明を受けた。なお、資源循環課における新ごみ処理施設の進捗状況を合わせて確認したところである。

本年度は、新型コロナウイルスの影響を受け各課とも対応に大変苦慮されているところであるが、令和3年4月1日には北播磨清掃事務組合との統合もあり、職員の健康面においても十分留意するとともに、今後も引き続き、各課業務運営においては住民サービス向上に取り組み、効率的かつ適正な執行に努められたい。